

摘発相次ぐ大型談合・カルテル事件

— 課徴金減免制度の効果と課題 —

鈴木 満*

1. はじめに

公正取引委員会が2012年6月に公表した資料によると、同委員会がカルテルや談合をした企業に納付を命じた課徴金の総額は、2006年度が92.7億円、2007年度が112.9億円、2008年度が270.3億円、2009（平成21）年度が360.7億円、2010年度が720.8億円、2011年度が442.5億円で、この6年間の総額は約2000億円に上り、平均すると〔年間333億円〕になる。この金額は、公正取引委員会の2012年度当初予算額〔87.4億円〕の〔3.8年分〕に相当する。課徴金は、国庫に納付され公正取引委員会の収入になるわけではないが、これを同委員会の収入とみなすと、87億円余のコストで330億円余の収入を得ており、民間企業であれば超優良会社に相当する。冗談めいた言い方をすれば、公正取引委員会は今や民営化しても十分やっつけていける役所と言える。

このような課徴金の高額化は、最近における独占禁止法の改正で課徴金減免制度が導入されたことが大きいと考えられる。

そこで、本稿では、課徴金減免制度を中心に、その導入の趣旨・目的、日本に先駆けて導入されている米国・EUのリーニエンシー制度の概要、日本の課徴金減免制度の特徴を紹介するとともに、課徴金減免制度を導入した効果を具体的に検証し、最後に、日本の課徴金減免制度に残された課題を検討する。

2. 課徴金減免制度導入の趣旨・目的

リーニエンシー制度（課徴金減免制度）は、事業者が自らカルテル・談合を競争当局に通報した場合、当該事業者に対し、刑事上または行政上の制裁を免除・軽減する仕組みである。

カルテルや談合は、“密室の犯罪”といわれ、違反行為者の結末が固くて“沈黙の掟”があるとされている。この“沈黙の掟”を、「情報提供者に優遇措置を講ずること」および「カルテルをすると発見されて厳しいペナルティを被るという“カルテル・リスク”を高めること」によって打破しようとするのがリーニエンシー制度導入の趣旨・目的である。

編集部注* 桐蔭横浜大学法科大学院 客員教授・弁護士 本稿は、2012年11月7日に開催された第45回現代法セミナーの報告原稿に、加筆修正したものである。

それゆえ、リーニエンシー制度の対象となる違反行為は、事業者の共同行為であるカルテル・談合に限られており、私的独占、不公正な取引方法等は対象外とされている。

3. 課徴金減免制度を導入する効果

リーニエンシー制度の導入により想定される効果を要約すれば、以下の4点に整理できよう。

第一は、リーニエンシーの申請者を優遇することによりカルテル・談合の発見率が高められることである。

第二は、申請者の協力が得られるから事件審査の容易化・迅速化が図り得ることである。

第三は、事業者に「リーニエンシー制度によって、違反行為が露見するかもしれない」との疑心暗鬼を抱かせることによって、違反行為の抑止が期待できることである。

第四は、リーニエンシーを有効に活用するために企業が独占禁止法のコンプライアンス体制を強化することが期待されることである。

4. 米国のリーニエンシー制度

米国のリーニエンシー制度は、世界に先駆けて1978年10月に導入され、さらに1993年により有効に機能するように改められた。

米国のリーニエンシー制度は、以下の5つの要件のすべてを満たす事業者については刑事訴追を免除するという政府方針のことである。

第一は、最初の情報提供者であること。

第二は、反トラスト局が起訴をするのに十分な証拠を有していない段階の情報提供であること。

第三は、調査開始段階で違反行為を取りやめていること。

第四は、捜査に全面的に協力すること。

第五は、他社を違法行為に参加するように強制し、違法行為をリードしていないこと。

さらに、1994年には、最初の情報提供した個人に対しても刑事訴追が免除することとされた。

このほか、米国には、「アムネ스티・プラス制度」および「ペナルティ・プラス制度」という制度が設けられている。

「アムネ스티・プラス制度」とは、2番目以下に情報提供した事業者が、別の関連市場で行われている違反行為を申告すれば、当該事件の罰金も減額される仕組みである。

また、「ペナルティ・プラス制度」とは、アムネ스티・プラス制度が利用可能であったのに、これを怠った場合には、当該事業者に対する罰金を増額し得る仕組みである。

5. EU のリーニエンシー制度の概要

EU のリーニエンシー制度は、1996年に、「委員会告示」という形で導入され、2002年および2006年に改訂されている。

EU のリーニエンシー制度は、以下の4つの要件すべてを満たす事業者に対し、制裁金を減免する仕組みである。

第一は、申請時に、欧州委員会が十分な証拠を有していないこと。

第二は、調査開始までに違反行為を取りやめていること。

第三は、捜査に全面的に協力すること。

第四は、他社を違法行為に参加するように強制し、違法行為をリードしていないこと。

そして、最初の情報提供者は制裁金が全額免除され、2番目以下の情報提供者は制裁金が20～50%減額される。

このほか、EU では、不十分な証拠しか用意できない時点でも、詳細な証拠リストを提出することによって、リーニエンシーを申請することができる「マーカー制度」が導入されている。

6. 日本の課徴金制度および課徴金減免制度の概要

(1) 日本の課徴金制度

ア 概要

日本の課徴金制度は、1977年の独占禁止法改正で導入された。当初の課徴金対象違反行為は価格カルテルおよび価格に影響がある数量カルテル・設備制限カルテルに限定され、課徴金算定の一定率も原則1.5%であった。その後、1991年に同一定率が[原則1.5%から6%]に引上げられ、2005年には、①対象違反行為に[支配型私的独占]を追加する、②一定率を[原則6%から10%]に引上げ、③課徴金の加算制度および減免制度を導入するという改正が行われた。さらに、2009年には、①排除型私的独占・不公正な取引方法の一部を対象違反行為に追加する、②課徴金減免制度の対象事業者を、従来の3社から5社に増やすなどの改正が行われた。

課徴金制度を導入した当初は、カルテルによって得られた不当な利得が違反行為者の手元そのまま残ると“やり得”になるので、不当な利得を国庫に徴収し“やり得”をなくし、違法行為の抑止力を強化するというものであったが、2005年の法改正により、課徴金の一定率を大幅に引き上げ、さらに、加算制度を導入したことにより、不当な利得を超える金銭を徴収する「行政上の制裁」という色彩が強まった。

イ 課徴金対象違反行為

現行の課徴金対象違反行為は、以下のとおりである。

- a 価格カルテル
- b 供給量・購入量・市場占拠率・取引の相手方を実質的に制限する価格に影響するカルテル
- c 価格に影響する支配型私的独占

d 排除型私的独占

e 不公正な取引方法のうち共同供給拒絶、差別対価、不当廉売、再販売価格の拘束、優越的地位の濫用

なお、不公正な取引方法のうち優越的地位の濫用以外は2回目の違反行為から適用される。

ウ 課徴金算定の一定率

カルテル・支配型私的独占は、違反行為を行った期間の違反对象商品の売上高の〔原則10%、小売業3%、卸売業2%〕で、排除型私的独占は、〔原則6%、小売業2%、卸売業1%〕である。

不公正な取引方法のうち、共同供給拒絶・差別対価・不当廉売・再販売価格の拘束は、〔原則3%、小売業2%、卸売業1%〕で、優越的地位の濫用は取引高の〔1%〕である。

なお、課徴金の最長計算期間は、違反行為がなくなつてから遡つて3年間である。ただし、中小企業に対しては、課徴金が軽減される。

エ 課徴金の加算制度

2005年改正で、課徴金の加算制度が導入され、10年以内に再び違反行為を行った事業者には課徴金を50%加算、カルテルを主導した事業者には50%加算され、これら両方に該当する場合は課徴金が2倍になる。

オ 調査前に違反行為を止めた場合の減額

公正取引委員会が調査を開始する1か月前までに違反行為を中止している事業者に対しては、課徴金が20%減額される。

(2) 日本の課徴金減免制度

ア 制度の概要

日本の現行の課徴金減免制度の特徴を整理すると、以下のとおりである。

第一は、単独で申請することである。ただし、親子関係にある場合には2社で共同申請することができる。

第二は、公正取引委員会の調査開始日までに違反行為を止めていることである。

第三は、虚偽の報告をしたり、報告を拒否していないことである。

第四は、他の事業者に違反行為を強要していないことである。

第五は、他の事業者が違反行為を止めることを妨害していないことである。

以上の5条件をすべて満たし、かつ、調査開始前に申請した1番目の事業者に対しては課徴金が全額免除され、2番目の事業者に対しては課徴金が50%減額され、3番目から5番目の事業者に対しては同30%減額される。

また、調査開始後の申請者に対しては、最大3社まで課徴金が30%減額される。ただし、この場合、報告する内容は、公正取引委員会が立入検査等によって把握されている事実以外のものではない。

イ 申請の方法

減免制度の申請はファクシミリに限定されている。ファクシミリであれば地方の事業者でも利用が可能であること、および、記録性があるため順位の確定の透明性が確保できることによる。なお、申請は匿名でも構わない。

ウ 申請後の調査協力

事業者は、申請した後、公正取引委員会から2回に亘り報告書、証拠資料等の提出が求められる。

報告書の主な記載事項は、①違反行為に関わった者の役職名・氏名、②違反行為に関わった他の事業者名、役員名、氏名、③カルテルの対象となった商品名、④他の事業者との接触状況である。

(3) 日本の課徴金制度・同減免制度の特徴（まとめ）

日本の課徴金制度・課徴金減免制度の特徴を整理すると以下のとおりである。

ア 米国タイプとEUタイプの折衷方式であること

主要国の競争当局がカルテル・入札談合を抑止する方法として採用されているのは、大きく次の2タイプである。

第一は、違法行為を行った個人や法人に対し刑事罰を科すことによってカルテル・入札談合を抑止しようとする方法であり、米国などで採用されている。

第二は、違法行為をした事業者に対し、刑事罰ではなく、行政上の措置（排除措置命令と制裁金）を課すことによってカルテル・入札談合を抑止しようとする方法であり、EUなどで採用されている。

日本は、違法行為の排除措置として、排除措置命令、課徴金納付命令のほか、悪質・重大な事案については刑事罰も用意されており、米国タイプとEUタイプとの折衷タイプといえよう。

イ 算定に当たって公正取引委員会の裁量が一切認められていないこと

EUやEU加盟主要国、韓国などでは、法律や規則で課徴金の算定率の最高額が定められているが、競争当局が事案の内容を勘案して裁量により減額することが認められている。しかし、日本では、課徴金算定に当たって公正取引委員会の裁量が一切認められていない。これが日本の課徴金制度・課徴金減免制度最大の特徴といえる。

課徴金の算定に当たって公正取引委員会の裁量を認めない理由は定かではないが、1977年に独占禁止法を改正時に、課徴金算定に公正取引委員会の裁量を認めると事務量が増大して事件処理に支障があるというような議論があった。

ウ 課徴金減免の対象事業者数が法律で「5社」に制限されていること

EUやEU加盟主要国では、課徴金減免の対象事業者数が限定されていない。また、韓国では、調査開始前後を問わず最初と2番目に申請してきた2社に対して課徴金を免除又は50%減額する仕組みのほかに、公正取引委員会の調査への協力度によって最大30%減額をする仕組みも用意しており、実質的に課徴金減免対象事業者数は限定されていない。

これに対して日本では、課徴金減免対象事業者数が2009年改正前は3社に、それ以降は5社に限定されている。5社にした理由は、限定した方がリーニエンシーを申請しようとするインセンティブが働くが、あまり対象企業数を限定し過ぎるとインセンティブが弱まるおそれがあること等が考慮されたものと推測される。

7. 課徴金減免制度導入効果の検証

冒頭で紹介したように、課徴金減免制度の想定される効果は、①カルテル・談合の発見率が高められること、②競争当局にとって事件審査の容易化・迅速化が図り得ること、③違反行為の抑止効果が期待できること、④独占禁止法のコンプライアンスを普及させる効果が期待できることの4点であった。

以下では、課徴金減免制度導入により、これら4つの効果があったかどうかを具体的に検証することとする。

(1) 第1 カルテル・談合の発見率は高まったか？

表1は、公正取引委員会が発表している課徴金減免の申請件数の推移である。

これによれば、2006年1月に課徴金減免制度が導入されて以来、のべ623件(年平均90件)の課徴金減免の申請があり、申請件数は、年々増加傾向にあるとのことである。また、同じ公正取引委員会の公表資料によれば、同委員会が、2006年度以降、カルテル・談合に関して法的措置を行った事件数は89件で、このうち67件が減免制度適用事件であったとされている。すなわち、カルテル・談合事件4件のうち3件は課徴金減免制度の適用があったということであり、かなり高い割合といえる。また、2006年度以降の課徴金総額は、いずれの年も公正取引委員会の年間予算である87.4億円を上回っており、大型事件の摘発が相次いでいることを示している。

次に、どのような事業者が減免制度の適用を受けたかをみてみたい。

公正取引委員会のホームページには、減免制度が適用された事件名と、当該事業者が同意した場合には事業者名が、それぞれ公表される。課徴金減免の適用を受けた事業者は、世間に「独占禁止法のコンプライアンスに努力している企業だ」とPRできるし、また、官公庁の指名停止期間が短縮されるというメリットがあるので、公表を希望する事業者が多いと聞いている。

公正取引委員会のホームページで公表されている課徴金減免制度が適用された事件および事業者は、のべ[67事件・161事業者]に上っている。このうち、課徴金を全額免除されたのは[37事件・37事業者]、50%減額されたのが[9事件・9事業者]、30%減額されたのが[103事業者]で

表1 課徴金減免申請件数の推移

年度	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	合計
申請件数	26	79	74	85	85	131	143	623

資料出所：公正取引委員会「平成23年度における独占禁止法違反事件の処理状況について」4頁。

ある。このほか、課徴金額が100万円未満であったなどが [12事業者] となっている。

最初にリーニエンシーを申請した事業者は、「当該事業者が申請しなかったならば、違反行為が発見できなかったかもしれない」という意味で、“貴重な存在”といえる。そこで、課徴金の全額免除を受けた [37事件・37事業者] を子細にみても、以下のとおり、特定の事業者が複数事件についてリーニエンシーを申請していることが分かる。

- トンネル換気設備工事談合事件および水門設備工事談合事件の3件、の計4件(三菱重工業)
- ガス用ポリエチレン管・同継手製造業者カルテル事件の2件(富士化工)
- ガス用フレキシブル管製造業者カルテル事件の2件(日立金属)
- エックス線装置関連カルテル事件の4件(日立メディコ)
- 鉄鋼製品に係るカルテル事件の2件(住友金属工業)
- 鋼板製造業者カルテル事件の3件(JFE 鋼板)
- 電線ケーブルのカルテル事件の2件(昭和電線ケーブル)
- 自動車メーカー発注ワイヤーハーネス等談合事件の4件(古河電気工業)

以上のとおり、課徴金が全額免除された37事件のうち6割強を占める23事件が、三菱重工業ら8社からの情報提供により発覚した事件ということになる。特定の事業者の情報提供が複数事件の摘発に繋がったことになる。

以上から、課徴金減免制度の導入によって、カルテル・談合事件の発見率が高まっており、とりわけ、大型のカルテル・談合事件の摘発にも役立っているといえる。

(2) 第2 事件審査を容易化・迅速化することはできたか？

結論を先に言えば、この答えは、残念ながら「NO」である。

まず、公正取引委員会が公表している、平均事件処理期間をみても、2005年度の平均処理期間は約8ヶ月であったが、2011年度にはそれが約2倍の約15ヶ月に延びており、処理期間の長期化が目立っているのである。

表2は、公正取引委員会の事件処理件数および定員の推移である。

表2 公正取引委員会の事件処理件数および定員の推移

期間(年度)	処理件数(件)	定員(人)	1人当たり 処理件数(件)	指数
1992～1996	141	507	0.278	100
1997～2001	141	558	0.253	91
2002～2006	129	673	0.192	69
2007～2011	101	785	0.128	46

資料出所：事件数は年次報告、定員は2011年7月20日の事務総長定例会見の配付資料「数字で見る公取委の歴史」による。

上表から明らかなように、公正取引委員会の職員1人あたり事件処理件数は年々低下する傾向

があり、とりわけ、最近5年間の減少幅が目立っているのである。

以上から、課徴金減免制度導入によって、事件審査の容易化・迅速化の効果は見られないという結論になる。

(3) 第3 カルテル・談合の抑止効果はあったか？

以下では、2つの事例を紹介することで、カルテル・談合の抑止効果はあったかどうかを探りたいと思う。

<事例1> スーパーゼネコンの談合離脱宣言

2005年12月末、鹿島建設、大林組、大成建設、清水建設のスーパーゼネコンといわれる4社の社長が話し合って談合離脱宣言をした（全国紙にスクープ記事として掲載された。）。このスーパーゼネコンの行動は日本国中を驚かせた。それまで、建設業界において談合が行われているだろうことは国民のほとんどが認識していたが、その確証はなかった。しかし、この“宣言”でそれまで談合があったことが明るみになった。この“宣言”後、建設業界の談合が大幅に減っていることは確かである（鈴木満著『談合を防止する自治体の入札改革』（学陽書房、2008年）160頁以下）。

それでは、スーパーゼネコンの社長らが、なにゆえこのような行動にでたのであろうか。それは、課徴金減免制度導入によってカルテル・談合の発見率が高まり、カルテルや談合をするに厳しいペナルティを被るという“カルテル・リスク”が増大することを見越してのことだと思われる。

すなわち、スーパーゼネコンの談合離脱宣言は、課徴金減免制度導入効果の表れであると考えられる。

<事例2> 競合タイヤメーカー社長の“同席拒否事件”

これは、筆者が直接目にした、課徴金減免制度の導入により競争業者間の協調行動が攪乱された事例である。

この“事件”には次のような背景事情が存在していた。

日本の代表的なタイヤメーカーであるY社は、「マリンホースについてカルテルをやっていた」と公正取引委員会にリーニエンシーを申請し、課徴金が免除されていた。同社は、海外でもカルテルをやっていたと米国・EUの競争当局にリーニエンシーを申請し、刑事罰や制裁金を免れていた。これに対しタイヤのトップメーカーのB社は、Y社からかなり遅れて公正取引委員会にリーニエンシーを申請した。その結果、多額の課徴金や制裁金を支払い、社員が刑事罰も受けていた。

このような背景事情の下で、タイヤ業界のパーティが開催され、筆者も出席していた。Y社の社長がそのパーティ会場に現れたとたんB社の社長が足早にパーティ会場から退席するのを目撃した。そこで筆者は次のようなことを考えた。

「B社の社長は“沈黙の掟”を破ったY社に対し心証を害しており、Y社の社長との同席を嫌ったのであろう。この様子を見ると、課徴金減免制度が“攪乱要因”になり、タイヤ業界では、当分の間、カルテル・談合が行われることはないだろう」。

以上2つの事例から、減免制度導入によるカルテル・談合の抑止効果はかなりあったと考える。

(4) 第4 独占禁止法コンプライアンスの普及が期待できるか？

最近摘発された5件の大型カルテル・談合事件における、事業者のビヘイビアを通して、課徴金減免制度導入によって独占禁止法コンプライアンスの普及が期待できるかどうかを検証してみたい。

<事例1> 光ファイバーケーブル談合事件（2010年5月21日命令）

この事件は、NTT向けの光ファイバーケーブル製品についての談合であり、住友電気工業に対して67億6272万円、古河電気工業に対して46億0602万円、フジクラに対して44億1164万円、のべ14社に対し総額160億9943万円の課徴金が課された。

古河電気工業は、調査開始後に減額申請して課徴金の30%減額措置を受けている。仮に、減額を受けなかったら同社はおよそ20億円余計に課徴金を取られていたことになる。

この古河電気工業の対応を知った住友電気工業の株主は、2010年12月1日、大阪地裁に対し、同社の役員を相手に、総額67億円余の損害を賠償するように求めるいわゆる株主代表訴訟を提起した。

この訴訟提起は、会社役員の独占禁止法コンプライアンスを強める効果があると思われる。

<事例2> 溶融亜鉛メッキカルテル事件（2009年8月27日命令）

この事件では、日鉄住金鋼板に対して63億4067万円、日新製鋼に対して54億9075万円、淀川製鋼所に対して36億7567万円、のべ9社に対し総額155億0718万円の課徴金が課せられた。

日鉄住金鋼板は、社内調査の結果からカルテルの存在を知り、カルテルからの脱退を他社に通告したが自らはリーニエンシーを申請しなかった。これに対し、日鉄住金鋼板からカルテルからの離脱の通告を聞いたJFE鋼板は、直ちに公正取引委員会にリーニエンシーを申請し、最初の申請者として課徴金が全額免除された。公正取引委員会は、この申請を基に調査を開始した。慌てた日鉄住金鋼板は、公正取引委員会の調査開始後にリーニエンシーを申請し、課徴金の30%減額措置を受けた。仮に、日鉄住金鋼板が他社にカルテルからの離脱を通告する前に、リーニエンシーを先制していれば、課徴金の全額免除措置を受けていたはずである。同社がなにも他社に通告する前にリーニエンシーを申請しなかったかが理解できない。

この事例は、多くの企業にリーニエンシー申請に際しどのように行動したらよいかを教えている。

<事例3> 特定エアセパレートガスカルテル事件（2011年5月26日命令）

この事件では、太陽日酸に対して51億4456万円、日本エアリキッドに対して48億2216万円、エア・ウォーターに対して36億3911万円、岩谷産業に対して4億9902万円、計4社に対し総額141億0485万円の課徴金が課せられた。この場合、太陽日酸および岩谷産業は、調査開始後に申請して課徴金を30%減額されたが、仮に、日本エアリキッドが立入検査後にリーニエンシーを申請していれば課徴金を14.5億円減らせたはずである。

この事例は、速やかに申請できるよう、独占禁止法のコンプライアンス整備する必要性を教えてくれている。

<事例4> 自動車向けワイヤーハーネス受注調整事件（2012年1月19日命令）

この事件では、矢崎総業に対して96億0713万円、住友電気工業に対して21億0222万円、フジクラに対して11億8232万円など、のべ7社に対し総額128億9167万円の課徴金が課せられた。

古河電気工業は、立入検査前に最初にリーニエンシーを申請し、徴金が全額免除された。また、住友電気工業は2番目に申請し、50%減額措置を、矢崎総業は調査開始後に申請し、30%減額措置を受けた。

古河電気工業は、米国反トラスト法違反に問われたのを契機に、公正取引委員会に減免措置を最初に申請したが、同じ状況にあった住友電気工業は申請が遅れたため最初の申請者にはなれなかった。

この事例は、リーニエンシーの申請には素早い行動が求められることを教えてくれている。

<事例5> 塩化ビニル管・同継手カルテル事件（2009年2月18日命令）

この事件では、積水化学に対して79億6532万円、三菱樹脂に対して37億2137万円、計2社に対し総額116億8669万円の課徴金が課せられている。なお、クボタシーアイ、積水化学・三菱樹脂の3社は、別の2件で排除措置命令を受けていた。クボタシーアイは、この経験を活かし、最初にリーニエンシーを申請し、課徴金の全額免除を受けている。しかし、積水化学および三菱樹脂の2社は、クボタシーアイと同様の事情にありながら、リーニエンシーを申請しなかった。

この事例は、弁護士や役職員の独占禁止法のコンプライアンス意識を高める重要性を教えてくれている。

8. 日本の課徴金減免制度の課題

最後に、日本の課徴金減免制度の課題を検討することとする。

第一の課題は、徴金の算定に当たって公正取引委員会の裁量を一切認めないという硬直性をそのままにしてよいかということである。前記のとおり、課徴金の算定に当たって裁量を認めると公正取引委員会の事件処理に支障があるという理由で非裁量性が採用されたものと解されるが、

硬直性が、事業者の抵抗を強め、逆に事件処理を遅らせている面もあるように思われる。

第二の課題は、親子関係にある事業者を一体とみて課徴金を算定すべきではないかということである。現行法では、原則として、違反行為の対象になった商品等の売上高に課徴金が課せられるが、これを会社全体の売上高に課徴金を賦課できるようにすれば、さらに抑止力が強めることができると思われる。

第三の課題は、事業者の売上高全体を課徴金賦課の対象にすべきではないかということである。

国際カルテルの場合、違法行為に関与するのは海外に所在する本社であり、日本の子会社はその指示に従って行動していることが多いと思われる。この場合、日本の子会社の売上高を親会社の日本における売上高とみなして、海外の親会社の売上高全体に課徴金を課することができるようになれば、さらに抑止力を強めることができる。

第四の課題は、公正取引委員会の事件処理能力の低下をどう克服するかということである。

事件処理の効率化・迅速化を図るためには、①申請企業から、より精緻な内容の報告書の提出を求めて“情報の精度”を高める必要があり、②申請事業者に対し公正取引委員会の審査に全面的に協力する義務を課す必要があり、さらに、③公正取引委員会の職員に対する研修を強化拡充して処理能力を高める必要がある。

